

介護老人福祉施設重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

〈2024年4月1日〉

管理者 渡邊 圭司

担当 佐藤 正迪 (ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。)

連絡先 049-232-5155 (午前9時～午後6時)

2 特別養護老人ホーム川越キングス・ガーデンの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称 川越キングス・ガーデン

所在地 川越市大字天沼新田字水窪 247 番 2

介護保険指定番号 介護老人福祉施設 埼玉県 1170400228号

(2) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉施設長資格	1名		管理	1名
医師	医師免許		1名	診療・健康管理	1名
生活相談員	介護福祉士	1名以上		生活相談	1名以上
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上		ケアプラン作成	1名以上
栄養士	管理栄養士	1名以上		栄養管理、献立	1名以上
機能訓練指導員	看護師	1名以上		機能訓練指導	1名以上
事務職員		2名以上		事務	2名以上
看護・介護職員	看護師・介護福祉士 実務者研修・初任者研修等 認知症介護基礎研修	24名以上		看護、機能訓練、 日常介護業務、運転	24名以上

(3) 施設の設備の概要

定員：80名 居室：4人部屋13室 2人部屋12室 個室4室

静養室：4室4床 医務室：1室 食堂：2室 相談室：1室

浴室：一般浴槽、介助浴槽、特殊機械浴槽があります。

3 サービス内容

(1) 介護計画の立案：介護支援専門員と介護職員が協議して計画を立て、利用者または身元保証人の方の同意をいただきます。

(2) 食事：朝食(8時) 昼食(12時) 夕食(18時)、その他、湯茶、おやつ等のサービスがあります。

(3) 入浴：原則週2回入浴があります。お体の状態により一般浴槽、介助浴槽、機械を使った特殊浴槽にて入浴いたします。ただし当日の健康状態に応じ、清拭となる場合もあります。

(4) 介護：着替え、食事、排泄、入浴、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動介助等、利用者の様態に合わせた介護を提供いたします。

(5) 機能訓練：リハビリ機器を使った機能訓練の他、音楽、楽しいゲームなどを取り入れた機能回復及び維持訓練をいたします。

(6) 生活相談：専門職や関連機関と連携しながら利用者ならびに身元保証人の相談に応じます。

(7) 健康管理：年1回の定期健康診断の他、週1回の医師往診、毎日の看護師の健康チェックが受けられます。また、診療室にて診療や健康相談サービスが受けられます。

(8) 安全管理：防災、避難訓練等設備を含め、安全面に常時配慮いたします。

(9) 行政手続代行：行政手続の代行を受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

(10) 日常費用受入・支払代行：介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。その際、実費に関しては別途利用料をいただくことがあります。

(11) レクリエーション：日常、リハビリを兼ねたレクリエーションやクラブ活動を行っています。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。別紙サービス料金表参照。

(12) その他のサービス 理美容サービス：理美容サービスを実施いたします。

4 利用料金【(単位×10.27)の介護保険負担割合により一割または二割、三割負担】

(1) 基本料金の目安(1日あたりの施設利用単位)

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位/日
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月
- ・看護体制加算(Ⅰ) □ 4単位/日
- ・看護体制加算(Ⅱ) □ 8単位/日
- ・夜勤職員配置体制加算 13単位/日
- ・入院・外泊時加算 246単位×6日間
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 基本単位数(A)＋上記の月合計単位数(B)×0.14の単位数を加算/月
- ・日常生活継続支援加算Ⅰ 36単位/日
- ・栄養マネジメント強化加算 11単位/日

	自己負担単位 (多床室)	自己負担単位 (個室)
要介護1	573単位	589単位
要介護2	641単位	659単位
要介護3	712単位	732単位
要介護4	780単位	802単位
要介護5	847単位	871単位

○介護保険適用時の1日あたりの自己負担額基本料金の目安(各加算を含まない)

多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	約588円	約1176円	約1764円
要介護2	約658円	約1316円	約1974円
要介護3	約731円	約1462円	約2193円
要介護4	約801円	約1602円	約2403円
要介護5	約869円	約1738円	約2607円

個室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	約604円	約1208円	約1812円
要介護2	約676円	約1352円	約2028円
要介護3	約751円	約1502円	約2253円
要介護4	約823円	約1646円	約2469円
要介護5	約894円	約1788円	約2682円

○食費 1日当たりの自己負担額基本料金の目安

	基本費用額 (第4段階)	利用者負担額		
		第1段階	第2段階	第3段階①②
食費	1,445円	300円	390円	①650円②1360円
居住費	855円	0円	370円	370円
従来型個室	1171円	320円	420円	820円

※外泊(入院含)

※介護保険の端数処理の関係で、実際の料金と若干の誤差が生じることがありますので、ご承知ください。

※経口維持加算(ⅠⅡ): 認知機能低下、嚥下機能低下により経口摂取が困難な利用者に対し口腔摂取が継続できるよう他職種共同で計画に基づき支援を行った場合(Ⅰ)月400(Ⅱ)月100単位加算いたします。

※初期加算: 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算いたします。(30日を超える入院後も再び初期加算がかかります)

※看取り介護を行なった場合: 死亡日の以前31日以上45日以下について1日につき72単位、死亡日の以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位、死亡日については1日につき1280単位を死亡月に加算いたします。

※排泄支援加算: 排泄障害等のため排泄に介護を要する利用者に対し他職種で協議し支援計画を立て、それに基づき支援した場合、月100単位加算いたします。

※ADL維持加算(Ⅰ)利用者の自立支援・重度化防止につながるサービスの提供を行い、評価期間の中で機能の維持または改善が一定の水準を超えた場合に、月30単位加算いたします。

※口腔衛生管理加算: 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者の口腔ケアを実施し介護職員に指導等連携を行なった場合、月90単位加算いたします。

※低栄養リスク改善加算: 低栄養リスクの高い利用者に対し、他職種が協働し計画を立案し、計画に基づき支援した場合新規入所、再入所した利用者に対し月300単位加算いたします。

※再入所時栄養連携加算: 利用者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の栄養士と連携をとって調整を行なった場合、1回に限り、400単位加算いたします。

※入所期間中に入院又は自宅に外泊した期間の取り扱い、介護保険給付の扱いに応じた料金といたします。

(2) その他の料金

①電気製品使用料として1品目日額30円を負担していただきます。

(個人所有の、テレビ・空気清浄機・携帯電話充電・酸素濃縮装置・吸引機・シーパップなど)

②買物サービス、理美容サービス1回1,500円、レクリエーション費用、教養娯楽費、各クラブ活動月額200円、外出時付き添い費用(※)などは自己負担になります。

※(距離×20+1,500×時間×職員数)÷入所者数

③施設日用品をご利用される際、月額3,000円のご負担で下記のものをご利用いただけます。

(ボックスティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、入歯ブラシ、歯磨き粉、入歯ケース、入歯洗浄剤、ポリグリップパウダー、口腔用ガーゼ、マスク、吸い飲み、ストロー、消臭剤、洗濯ネット、顔そり(女性用)、寝ぐせ直し、すべり止めマット、ケガ防止チューブ、など)

施設日用品を 利用する ・ 利用しない

(3) 支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払い下さい。ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、15日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、口座引き落としでお願いします。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、居宅介護支援専門員に入所の旨をお伝えください。

(2) 退所手続き

利用者の都合で退所される場合は退所を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援、要介護1、要介護2と認定された場合は、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。ただし、要介護1、2と認定された場合でも、特例入所に該当される場合、サービスは継続されます。

③利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただくことがございます。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただきます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者ご本人、ご家族の気持ちを大切にしながら、ひとりひとりの容体に応じた適切かつご希望に添ったサービスを提供いたします。
- ② 利用者の尊厳を重んじ高齢者にお仕える謙虚さと優しさをもって、生活介護サービスを提供します。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会……午前9時～午後8時
- ・外出、外泊……ご家族の付添いがあれば、ご自由にできます。ただし、健康面等の心配がある場合もありますので、施設には事前にご連絡下さい。
- ・飲酒、喫煙……他の入所者の迷惑にならない範囲で、所定の場所で行って下さい。
- ・設備、器具の利用……利用者用に備え付けてあるものは、無料で利用できます。
 - ・金銭、貴重品の持込み…居室に鍵のかかるロッカーはありませんので事務室でお預かりいたします。
 - ・所持品の持込み……危険な物(火気を使う物、刃物等)、管理の手間を要する物(ペット、植木鉢等)、衛生上問題のある物、電化製品(冷蔵庫、洗濯機等)の持込みはご遠慮下さい。

7 虐待防止について

虐待防止の発生、又はその再発防止につきましては以下の取り組みを行っていきます。

- ①虐待防止のための委員会を定期的開催し、虐待防止のための指針の整備を行います。
- ②虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し虐待防止のための研修を実施いたします。
- ③サービス提供中に虐待を疑わせる状況を確認した場合、市町村に報告する場合があります。

8 業務継続計画について

感染症や災害時にサービス提供を継続的に進めるように事業継続計画を策定し、事業継続計画書について職員に対し周知し、定期的な研修や訓練を行います。また定期的に計画書の見直しを行います。

9 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について、検討する委員会、研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行います。

10 身体拘束等の適正化のための対策

身体拘束等の適正化の対策について、検討する委員会、研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行います。

11 緊急時・事故時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合、もしくは重大な事故があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元保証人に速やかに連絡いたします。

12 非常災害対策

- ・災害時の対応 災害マニュアルに従った避難と通報および身元保証人への連絡
- ・防災設備 耐火建築構造、全館スプリンクラー設備設置、消火栓6か所
非常通報装置設置
- ・防災訓練 年2回の総合消防訓練、その他年10回の防災訓練実施
- ・防火責任者 渡邊 圭司（甲種防火管理者講習課程修了第10350号）

- 13 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者の相談・苦情窓口
担当：伊藤貴俊
解決責任者：渡邊圭司
川越キングス・ガーデン事務室
電話番号：049-232-5155
(受付時間 月～金曜日 10:00～17:00)

(2) 川越キングス・ガーデン第三者委員
家城 幸江 (電話049-287-6191)
石井 陵太 (電話048-781-3226)

(3) その他
・埼玉県国民健康保険団体連合会
苦情相談 048-824-2568
・川越市 介護保険課 049-224-8811 (内線2565)

- 14 当法人の概要

名称・法人種別
社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉
代表者役職・氏名
理事長 片岡正雄

本部所在地・電話番号 川越市大字天沼新田字水窪 247 番 2 049-232-5155

定款に定めた事業	1	特別養護老人ホーム	指定事業	特別養護老人ホーム	3 か所
	2	軽費老人ホーム（ケアハウス）		短期入所生活介護	3 か所
	3	老人デイサービス事業		介護予防短期入所生活介護	3 か所
	4	老人短期入所事業		通所介護	2 か所
	5	老人居宅介護等事業		訪問介護	2 か所
	6	老人介護支援センター		地域包括支援センター	2 か所
	7	障害者福祉サービス		居宅介護支援	2 か所
	8	生計困難者に対する相談援助支援		日常生活支援総合事業	4 か所
	9	特定相談支援事業			

- 15 第三者評価の実施状況（有・無）

2023年10月13日
特定非営利法人 ケアマネジメントサポートセンター
により実施。